

new! JAのALL リフォームローン ジャックス型

／リフォーム資金はもちろん！さらに！／

セカンドハウス・別荘購入



隣地購入

空き家活用



©よりぞう

当組合住宅ローン利用者

標準金利
年2.0%
＜保証料込＞

年1.5%

＜保証料込＞

ネット仮審査がダンゼン便利！

24時間受付OK！

仮審査は無料！

金額が確定していなくてもOK！

仮審査は
こちら▶





お申込金額が
300万円以内の場合は
所得証明資料が不要です。

new! JAのALL リフォームローン ジャックス型

ご利用いただける方

- JA地区内に居住またはお勤めの方で、JA組合員の方。※現在組合員でない方も、JA 所定の出資金をお預けいただけると、組合員となることができます。
- 借入申込時の年齢が満20歳以上であり、完済時の年齢が80歳未満の方(ただし、完済時年齢が76歳以上となる場合、団体信用生命共済(保険)に加入できる方)。
- 住居が本人(所有予定含む)または、配偶者、親または子の所有物件であること(住宅購入資金および、隣地購入資金は本人に限ります)。ただし、所有者が本人以外の場合は、所有者の同意を得ていることとします。
- 安定・継続した収入が見込める方。
- 借換を資金使途に含む場合、借換対象ローンで直近6ヶ月以内に返済延滞がない方。
- (株)ジャックスの保証を受けられる方。

資金使途

- ①【リフォーム資金】
 - ・本人および本人の配偶者、親または子が所有もしくは本人が所有予定の住宅のリフォーム資金。ただし、所有者が本人以外の場合は、所有者の同意を得ていることとします。
 - ②【住宅購入資金】
 - ・本人が所有する予定の住宅(新築・中古)、空き家、セカンドハウス、別荘、底地の購入資金。ただし、個人間売買および店舗、貸店舗、事務所、貸事務所、民泊等の事業を目的とした購入は対象外とします。
 - ③【隣地購入資金】
 - ・本人が所有する住宅に隣接する土地(道路を挟んだ対面の土地も対象)の購入資金。ただし、地目は宅地のみとします。
 - ④【空き家活用資金】
 - ・本人および本人の配偶者、親または子が所有する空き家を活用するための次の資金。ただし、所有者が本人以外の場合は所有者の同意を得ていることとします。
 - (1)賃貸を目的としたリフォームおよび、おためし移住等の空き家を賃借する際のリフォーム資金。
 - (2)空き家解体にかかる費用・空き家解体後の駐車場等への造成にかかる費用、土地の有効活用にかかる各種設備費用、登記等に関する費用等。
※借入申込者が店舗等事業性用途建物、転売目的、賃貸等を主業とする場合は対象外です。
 - ⑤【リフォームローン借換資金】
 - ⑥【支払済み資金】
 - ・資金使途①～④の支払済み資金。ただし、申込受付前より3ヶ月以内に限りです。
 - ⑦【諸費用等】
 - ・資金使途①～⑤に伴う諸費用等(家電・家具等の購入資金も含む)の資金。
- ※資金使途①～⑦は併用ができるものとします。

ご利用金額

- 10万円以上1,000万円以内(1万円単位)
- ※ただし、資金使途⑦については、100万円以内とします。

ご返済期間

- 6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位)
- ※借換資金についても、残存期間にかかわらず20年以内とします。

ご返済方法

- 元利均等返済とし、下記のいずれかをご選択いただけます。
- ・毎月返済方式(毎月の返済額が一定金額となる方法)
- ・特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する方法)

保証人

- 当JAが指定する保証機関の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。

団体信用生命共済(保険)

- 完済時年齢が76歳以上となる場合は、当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。また、完済時年齢が76歳未満の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。

団体信用生命共済(保険)名	加算利率
団体信用生命共済(特約なし)	なし
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.25%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.05%
団体信用生命共済(ワイド)	年0.25%

苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容

- 苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA金融営業部融資営業課(電話:0898-33-7270)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
- 紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融営業部融資営業課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)

その他

- 審査結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 金利については、金利情勢の大幅な変動により変更することがあります。

